社会福祉法人慈光福祉会 報酬（旅費）規程

（目的）

第 1 条　この規程は社会福祉法人慈光福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条　役員等の出席報酬は次の通りとする。

(1)　各会　5,000 円

(2)　監査　1 日につき 7,000 円

(3)　監査　半日につき 5,000 円

(4)　研修会等その他　1 日につき 7,000 円

(5)　研修会等その他　半日につき 5,000 円

(6)　但し監事の理事会、評議員会への出席報酬は理事と同額の 5,000 円とする。

（旅費）

第 3 条　役員等が前項各号へ出席する場合、旅費を支給する。

2　旅費の種類は次の通りとする。

(1)　交通費

車賃（自家用車での移動）、バス、鉄道、船舶および航空機等にかかる費用を支給する。

(2)　宿泊料金

宿泊をともなう場合は宿泊料金を支給する。

(3)　食卓料

船舶及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

3　旅費の額は次の通りとする。

交通費	宿　泊　料　金	食卓料
・車賃 1 キロメートル当たり 37 円。 ・バス・鉄道・船舶・航空費 実費。	研修会等参加の場合、その取り決められた金額とし、その他の場合は、当会が認める金額とする。	2,600 円

（準用）

第 4 条　この規程に定めのない事項については、園に定める旅費支給基準を準用することとし、車賃等は園長と同等の取り扱いとする。

附則

この規程は平成元年 11 月 1 日から適用する。

・平成 6 年 3 月 25 日一部改正

・平成 13 年 10 月 26 日一部改正

・平成 18 年 10 月 2 日一部改正

・平成 29 年 4 月 1 日一部改正

・平成 29 年 12 月 17 日一部改正

・平成 31 年定時評議員会一部改正　平成 31 年 4 月 1 日適用

・令和 2 年定時評議委員会一部改正　令和 2 年 4 月 1 日適用